

西之表市郵便入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事の請負、製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を試行的に実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、工事等に係る指名競争入札のうち、別に定める推薦委員会で認めたもの（西之表市電子入札実施要綱（平成20年西之表市告示第114号）に定める電子入札の方法によるものを除く。）とする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札を実施する場合は、指名通知において、西之表市契約規則（昭和51年西之表市規則第9号）第2条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて通知するものとする。

- (1) 郵便入札により入札を実施する旨
- (2) 入札書の郵送方法
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 入札書の送付先
- (5) この要綱の規定に反して提出された入札書を無効とする旨

(入札の回数等)

第4条 入札回数は、1回とする。ただし、予定価格を事後公表としている場合は、初度を除く2回を限度とし、再度入札を行うことができる。

2 再度入札を行う場合は、入札書の提出期日その他必要な事項を文書により通知するものとする。

(入札書等の送付方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で、あらかじめ指定する到達期限までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、入札条件として積算内訳書の提出が求められているときは、積算内訳書を同封して郵送しなければならない。

2 前項の規定により、入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を郵送する場合は、当該入札書等を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表側に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開札日
- (2) 入札件名
- (3) 入札者名として、入札参加者の住所（法人にあっては所在地）及び氏名（法人にあっては商号及び代表者氏名）

(入札の辞退)

第6条 郵便入札の参加者が入札を辞退する場合は、第3条第3号の入札書の到達期限までに辞退届を提出しなければならない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 到達期限を超過した後に到達した入札書等（第11条の規定により入札を延期した場合を除く。）
- (3) 指定された送付方法以外の方法で入札書等を郵送したとき。
- (4) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていないとき。
- (5) 郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書等の件名が異なるとき。
- (6) 入札書等に記名押印がないとき。
- (7) 積算内訳書の提出を求められた場合において、積算内訳書が同封されていないとき。
- (8) 入札書と積算内訳書の件名及び金額が相違するとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長があらかじめ指示した事項に違反したとき。

2 開札前に無効とした入札書等は、開札しないものとする。

3 第1項の規定により無効とした入札書等は、返却しないものとする。

(入札書等の開札等)

第8条 市長は、第5条第2項に規定する封筒が到達したときは、当該封筒を開封せず、開札日時まで適切な方法により、厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3 開札は、あらかじめ指定した開札日時及び場所において、関係職員2人以上出席の上、郵送された封筒が未開封であることを、次条に規定する立会者のすべてが確認した後、執行するものとする。

(立会者の選定等)

第9条 市長は、郵便入札の参加者のうち開札会場に立会いを希望する者がいるときは、これを立ち合わせなければならない。

2 立会者は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければならない。この場合において、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできない。

3 市長は、開札に当たっては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項に規定するくじを引くべき入札者が、開札会場に立会者として参加している場合はその者がくじを引くものとし、参加していない場合は当該入札者に代わり、前項第3項に規定する職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期等)

第11条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生し、又は不正な行為等があると認めるときは、当該郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができる。

(入札を延期した場合等の措置)

第12条 市長は、前条の規定により郵便入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消したときは、速やかに当該入札参加者に通知するものとする。

2 市長は、郵便入札の開札を延期した場合は到着期限までに到着した入札書等を延期後の開札日時までに厳重に保管するものとし、郵便入札を中止した場合は速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(入札結果の通知)

第13条 市長は、郵便入札により落札者を決定したときは、当該落札者に速やかに入札結果を通知しなければならない。この場合において、西之表市契約規則第19条第2項本文の規定による行為は、当該通知をもってこれに代えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後1年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて本格実施等必要な措置を講ずるものとする。